

商 標 権	判決年月日	令和7年10月20日	担当部 知財高裁第1部
	事件番号	令和7年(行ケ)第10032号(A事件) 、第10034号(B事件)、第10035号(C事件)	

○ 被告の有する登録商標「池麺」につき、被告の主張する行為が商標法2条3項5号及び8号の「使用」に該当せず、同法50条1項の「登録商標の使用」にも該当しないとして、不使用取消請求を不成立とした審決が取り消された事例

(事件類型) 審決(取消不成立) 取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 商標法2条3項5号、8号、50条1項

(関連する権利番号等) 登録第5716665号(A事件)、同第4741943号(B事件)、同第5710894号(C事件)

(審決) 取消2023-300005号(A事件)、同300003号(B事件)、同300004号(C事件)

判 決 要 旨

1 事案の概要

被告は、本件商標A(「池麺」の文字を標準文字により表して成るもの)、本件商標B(「いけめん」の文字を標準文字により表して成るもの)、本件商標C(「池麺」の文字を標準文字により表して成るもの)の商標権者である。

本件は、原告が請求した被告を被請求人とする商標法(法)50条1項に基づく商標登録取消審判請求に対して、特許庁がした不成立審決(本件A事件審決)又は取消審決(本件B事件審決及び本件C事件審決)に対する取消訴訟である。争点は、本件各商標ごとに、本件各商標の商標権者である被告等が、要証期間内に日本国内において、本件各商標に係る指定商品又は指定役務について本件各商標を使用していたか否かである。被告は、本件各商標のいずれについても、それぞれの要証期間内に法2条3項5号及び8号の「使用」をしており、これが法50条1項の「登録商標の使用」に該当すると主張している(ただし、本件商標Cについては、法2条3項8号の「使用」のみ。)。

2 本判決の概要

本判決は、A事件に関する原告主張の取消事由は理由があるとして、本件A事件審決を取り消し、他方、本件B事件審決及び本件C事件審決に取り消すべき違法はないとして、被告の請求を棄却した。A事件についての判断の要旨は次のとおりである。

被告が主張する、本件店舗内における本件麺箱の積み上げ行為、本件カップ麺のニュースリリース及びフェイスブック等の投稿記事の存在をもっては、いずれも、法2条3項5号及び8号にいう「使用」には該当しない。そして、これらの行為及び投稿記事につき、本件A事件請求に係る役務の出所を表示し、自他商品又は役務を識別するものと取引者及

び需要者において認識し得る態様で使用されているとも認められないから、法50条1項にいう「登録商標の使用」に該当するとも認められない。

したがって、被告が、本件A事件要証期間内において、本件A事件請求に係る役務について、本件商標Aを使用していることを証明したと認めることはできないから、本件商標登録Aは、その指定役務中、本件A事件請求に係る役務について、同項により取り消すべきものである。これと異なる本件A事件審決の判断は誤りであり、原告の取消事由の主張は理由がある。

以上